

中央区告示第二百三十号

令和五年三月二十三日付け中央区告示第三十六号により告示した地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定納付受託者の指定について、当該指定納付受託者が取り扱うことのできる歳入等を追加することとしたため、告示します。

令和八年九月十七日

中央区長 山本 泰

人



一 指定納付受託者

名称

大和ハウスフィナンシャル株式会社

代表取締役社長 登 輝夫

所在地

大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番一号 淀屋橋ゲートタワー二十階

二 追加する使用料等

中央区立日本橋公会堂条例(昭和三十九年三月中央区条例第十九号)第七条第一項に規定する使用料で別表一・二に掲げるもの及び第二項に規定する使用料

三 対応開始日

令和八年十月一日